

4佐々町監査委員公表第1号

行政監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年2月24日

佐々町監査委員 野口 末裕

佐々町監査委員 永安 文男

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象 町立小中学校における備品・消耗品の管理、運用状況等について
(令和3年4月1日から令和3年12月31日分対象)
3. 監査の期間 令和4年2月8日(火)
令和4年2月21日(月)
4. 監査の方法 事前提出資料「歳出予算執行整理簿」をもとに、備品、消耗品の購入状況や今後の購入計画についてヒアリングを実施し、各学校で今年度購入した備品から数点を抽出し、備品台帳と表示票貼付の確認を行った。備品、消耗品の保管状況については、佐々中学校において現地審査の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、状況写真の提出を受け確認を行った。
5. 監査の着眼点
 - ①備品、消耗品の購入は計画的かつ効率的に行われているか(購入手続き、価格、購入目的、数量、時期)
 - ②備品、消耗品の保管方法等の管理は適切か
 - ③備品台帳は適正に整備され、備品に表示票が貼付されているか
6. 監査の結果
 - ①各学校ともに、備品、消耗品の購入について、概ね計画的に行われていた。
 - ②備品、消耗品の保管について、適切に管理されていた。
 - ③備品台帳、表示票は適正に整備されていた。
7. 指摘事項 特になし。
8. その他改善事項等
 - ①随意契約の起案書に、随意契約理由書(別添)が添付されていないものが、見受けられたので、添付すること。

- ②給食室関係の備品は、給食センター建設を見据え、計画的に購入すること。
- ③図書の購入は、貸出率向上につながるよう、先進地の事例を参考に、計画的な選書及び購入の検討を行うこと。
- ④消耗品の購入は、町内で購入可能なものについては、金額等を考慮したうえで、町内事業者から購入すること。
- ⑤執行残が多い費目については、年度末にむけ、計画的に執行すること。
- ⑥教材用の消耗品、備品の購入にあたっては、その効果を十分に検討し、購入すること。